別表第一の三十七の表地方環境事務所の項中「三種」の下に「（人事院が別に定める場合にあつては一種又は二種）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―三〇―八四

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第六号中「調査」の下に「（路線を定めて一定の日時により航行する航空機に搭乗して行うものを除く。）」を加える。

第二十八条の三第一項第二号を次のように改める。

二　海上保安庁に所属する職員のうち人事院の定める職員が自衛艦等に乗り組んで海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為（以下「海賊行為」という。）から船舶を護衛するための業務に従事したとき。

第二十八条の三第二項第四号中「前項第二号⑴」を「前項第二号」に改め、同項第五号及び同条第三項を削る。

第三十一条第一項中「平成二十六年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に改める。

第三十二条第二項の表高所作業手当の項中「作業に係るものに限る」の下に「。以下この表において同じ」を加え、同表坑内作業手当の項中「（第十七条第一項第二号の作業に係るものに限る。）」を削り、同表災害応急作業等手当の項中「道路上作業手当」を「道路上作業手当　山上等作業手当（第二十条第一項第二号の作業に係るものに限る。）」に改め、同表犯則取締等手当の項を削る。

第三十六条を削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十六年四月一日　　人事院総裁　原　恒雄

人事院規則九―一二三―一六

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第十号ニ中「地震火山部地震津波監視課精密地震観測室」を「松代地震観測所」に改め、同条第十四号イ中「地域原子力規制統括管理官事務所」を「地域原子力規制総括調整官事務所」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。